

【西尾市内居宅介護支援事業所一覧】
まずは、一覧から選んだ居宅介護支援事業所に連絡をしましょう
 ※は、【小規模多機能型居宅介護事業者】または【看護小規模多機能型居宅介護事業所】です
 (裏面参照)

包括	校区	事業所名	郵便番号	住所	電話
東部・八ツ面	八ツ面	東海エイドけあぶらん西尾	445-0081	志籠谷町山畔56	53-2906
	三和	小規模多機能ホームえわらの里※	445-0026	江原町屋敷38	79-5117
		小規模多機能ホーム松華亭※	445-0004	西浅井町道坂1-10	65-2733
		小規模多機能ホーム矢作の風※	445-0004	西浅井町道坂1-10	52-0526
		小規模多機能ホーム 三和の里※	445-0004	西浅井町山之腰90	55-5382
		三河すみれ看護小規模多機能※	445-0023	高河原町中川原1-1	52-9116
	新三河すみれ看護小規模多機能※	445-0024	大和田町下新田28-5	65-0051	
室場	小規模多機能型居宅介護 ふれあいの家※	445-0021	駒場町東山39-1	75-0891	
西尾	西小南	ケアプランセンター すまいる	445-0870	永吉三丁目110	65-6665
		ケアプランセンターなでしこ	445-0877	山下町西八幡山34-5	53-6856
	西小北	西尾病院居宅介護支援事業所	445-0824	和泉町22	57-8000
		ケアプランセンター おいでん中町	445-0836	中町75-1	65-0270
	花ノ木	あいさんケアマネセンター	445-0073	寄住町洲田21-2	54-8413
		ケアマネセンターいこいの里	445-0062	丁田町左51-1	57-1242
		せんねん村ケアプランセンター矢曾根	445-0872	矢曾根町蓮雲寺29-1	65-5557
		やまお居宅介護支援事業所	445-0072	徳次町明大寺144-5	53-6227
		社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	445-0852	花ノ木町2丁目1	56-5003
		西尾ケアマネジメントセンター	445-0065	城崎町4丁目26	79-5452
	小規模多機能ホーム松ちゃん家※	445-0072	徳次町小藪36	65-8208	
平坂	矢田	ケアプランライフ	444-0316	羽塚町宮前11番地14	33-4470
	中畑	ケアプランセンターシルヴィー西尾	444-0301	田貫町市川原73	64-1114
	平坂	すみれケアプランセンター西尾	444-0325	楠村町明神左右20-11 クレールナガタ205号	65-0009
鶴城	鶴城	米津ケアサポートセンター	445-0803	桜町4丁目31	54-1200
	米津	ケアプランおとぎ	445-0802	米津町宮前32	090-2440-5767
福寺地津	福地南	居宅介護支援事業所 いちご	445-0055	市子町稲荷122	54-1858
	福地北	幸の森 小規模多機能ホーム※	445-0047	細池町南側93	65-2250
一色	一色中	ケアプランオフィス Ann	444-0406	一色町対米蒲池21	65-0422
	一色西	はずケアサービスステーション	444-0427	一色町赤羽上郷中113-1	72-0528
	一色東	ケアプランひとみ	444-0403	一色町松木島丸山30-6	72-1812
吉良幡豆	白浜	居宅介護支援事業所レジデンス宮崎	444-0513	吉良町宮崎丸山14-1	34-9018
	横須賀	ケアマネジメント奏	444-0524	吉良町荻原大道通44-10	75-5668
		ケアプランおはな	444-0536	吉良町中野瀬田4	34-4187
		ケアプランセンター まごの手	444-0536	吉良町中野郷中74-2	65-0345
		小規模多機能型居宅介護事業所レジデンス寺嶋※	444-0533	吉良町寺嶋川原15	35-3955
	幡豆	居宅介護支援事業所しはとの郷	444-0704	鳥羽町迎49-2	62-6677
ケアプランすこやか		444-0703	西幡豆町中村郷1-2	080-3650-2897	

○ご自身の校区以外の事業所を選ぶことも可能です。

【裏面もご一読ください】

※ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護とは

同一の事業者から、ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイの各サービスを組み合わせて、あなたが必要とする支援を受けることができます。随時のホームヘルプや短時間のデイサービス、急なショートステイなど、柔軟な対応が可能であり、24時間365日、あなたが自宅で生活するために必要なサービスを提供します。(看護小規模多機能型居宅介護については訪問看護サービスもあります。)

料金は1か月定額制となります。

ただし、訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与等を除いて他のサービス事業所を利用することができないなどの制約がありますので、利用にあたっては、事業者と十分に相談してください。

<お願い>

- 居宅サービス(例:ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど)を利用する方は、まず一覧から選んだ居宅介護支援事業所等へ連絡をしてください。
- サービス計画はご自分で作成することもできますが、サービス事業者との契約や調整はすべてご自身で行うこととなります。その際は、自己作成のサービス計画を必ず長寿課に届け出てください。
- 介護保険施設入所(ショートステイを除く)の方・当面介護保険サービスを利用しない方は、居宅介護支援事業所等へ連絡していただく必要はありません。
- 市外の居宅介護支援事業所を選定することも可能ですので、その場合は直接事業者とご相

(連絡先 西尾市役所 健康福祉部 長寿課 給付担当 直通 0563-65-2119)